

## 在留資格等について

## 1 出入国管理及び難民認定法別表第 2

在留資格	本邦において有する身分又は地位	在留資格
永住者	法務大臣が永住を認める者	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは民法(明治 29 年法律第 89 号) 第 817 条の 2 の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者	3 年又は 1 年
永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもって在留する者若しくは特別永住者(以下「永住者等」と総称する。)の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	3 年又は 1 年
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	1 法第 7 条第 1 項第 2 号に認められる者にあつては、3 年又は 1 年 2 1 に掲げる地位以外の地位を認められる者にあつては、3 年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間

## 2 「日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める特別永住者

特別永住者	第 2 次世界大戦以前から日本に住み、昭和 27 年サンフランシスコ講和条約により日本国籍を離脱した後も日本に在留している台湾・朝鮮半島出身者とその子孫
-------	--